

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 230)

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正

環境省ホームページより抜粋・一部編集

1. 改正の概要

① 騒音規制法施行令 別表第1 第2の項

(改正前)

空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

↓

(改正後)

空気圧縮機（**一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

② 振動規制法施行令 別表第1 第2の項

(改正前)

圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

↓

(改正後)

圧縮機（**一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

2. 改正の背景

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）においては、規制対象となる要件を定めて規制基準値の遵守や設置届出等の規制を行っているところ、令和2年12月に長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うことへの要望がなされた。

これを踏まえ、環境省において有識者によって構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」にて、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討を進めてきた結果、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との報告が取りまとめられた。

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号。）及び振動規制法施行令（昭和51年政令第280号。）の改正を行うものである。

3. 施行期日

令和4年12月1日（木）

【要綱】騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

<https://www.env.go.jp/content/900502029.pdf>

【案文・理由】騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

<https://www.env.go.jp/content/900502030.pdf>

【新旧対照表】騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

<https://www.env.go.jp/content/900502031.pdf>

【参照条文】騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

<https://www.env.go.jp/content/900502032.pdf>

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。